

「左注」の物語化

—『万葉集』巻十六・三八二—三八三番歌の場合—

梅花女子大学 市 瀬 雅 之

はじめに

万葉歌の多くは、歌の成立事情を語る「題詞」や「左注」が施されている。これらの記述は、作歌に対し二次的であり、付属的な要素が強い¹⁾。しかし、すべての記述がそうとは限らない。歌作りが進む中で役割が変化する可能性がある。

本稿は、巻十六に収載された三八二—三八三番歌群をその好例と位置づける。当該歌群の在り方に、「左注」が〈注〉のレベルから、歌と歌とをつなぐ〈物語〉を担う存在へと変化する過程を見通し、歌群の成立時期を推定してみたい。

一、当該歌群の在り方

はじめに、当該歌群を一覧しておこう。

古歌に曰く

橘の寺の長屋にわが率寝し童女放りは髪上げつらむか

(16・三八二二)

右の歌、椎野連長年、脈みて曰く、「それ寺家の屋は、俗人の寝る処にあらず。また若冠の女を備ひて、放髪卵といふ、然らば則ち句已に放髪卵と云へれば、尾句に重ねて著冠の辞を云ふべからじか」といふ。

決めて曰く

橘の照れる長屋にわが率寝し童女放りに髪上げつらむか

(16・三八二三)

第一首は、かつて共寝をした童女が、もう成人したか否かを思いやるといふ異常な内容の歌にはじまる。寺の中という場面からは、作者に僧侶を想起しやすい。僧侶が、女人禁制の寺で成人前の女性と共寝をするという、二重のタブーを犯した歌となる。

影山尚之氏は、この奇妙な歌の原型を次の三首に求めた。

三方沙弥、園臣生羽女が女を娶りて、未だ幾の時も経ねば、病に臥して作る歌三首

たけばぬれたかねば長き妹が髪このころ見ぬに搔き入れつらむか 三方沙弥

(2・一二三)

人皆は今長しとたけと言へど君が見し髪乱れたりとも 娘子

(2・一二四)

橘の影踏む道の八衢に物をそ思ふ妹に逢はずして 三方沙弥

(2・一二五)

三方沙弥という名前からは、僧侶の姿を見出しやすい。一二三番歌の「たけばぬれたかねば長き妹が髪」という内容からは、娘子に幼妻の姿が見て取れる。僧侶との生活の場は、寺を想起しやすい。寺は、一二五番歌に詠み込まれた「橘の影踏む道の八衢に」という表現を参考にすると、「橘寺」という具体名が想像される。影山氏は、三首が緩やかに伝承される過程で、出家修行者である三方沙弥と娘子の恋の中から、禁制の恋愛部分が誇張されて作られたのが、当該第一首であったと推定された。注目すべき見方であろう。

もっとも、当該歌群に戻ってみると影山氏が指摘するような歌の成立事情は、題詞に記されていない。その理由は、三八二番歌の左注に求められるように思う。左注は、椎野連長年が女人禁制の寺で僧侶と成人前の女性とが共寝をしたという歌の内容をいぶかしがり、改作に至る経緯を記す。三八二番歌の成立事情が明らかにされているならば、長年が歌を改作することはなかった。長年の改作を語るために、三八二番歌の成立事情が詳述されなかったであろう。このように考えてみると、影山説は無理なく理解することができる。つまり当該歌群の作り手

は、題詞に三八二三番歌の成立事情を明らかにすることを敢えて避けた。そして、左注を記すことで三八二三番歌の成立に話題をつなぐことを意図したと考えられる。当該歌群を読み通す上で、左注が大きな役割を担っている。

さらにその目を三八二三番歌に移してゆこう。左注によると長年は、三八二三番歌の内容に疑問を抱き、「橘の寺の長屋に」と「童女放りは」(16・三八二二)という表現を、「橘の照れる長屋に」と「童女放りに」(16・三八二三)とに改めたという。三八二三番歌の意図が影山氏の指摘通り、「禁制の恋愛」をパロディ化することにあつたならば、長年はこれをだいなしにしてしまったことになる。つまり、三八二三番歌の面白さに気付かなかつた長年の愚かな行為を笑うのが、当該歌群の主題となる。

見出された長年の失敗を、事実とらえることは可能であろう。しかし、三八二三番歌がパロディにはじまることを重視すると、その延長線上に展開された長年の失敗もまた、フィクションの可能性が大きい。

つまり長年の失敗を語る左注が、単なる△注▽という役割を越えて、一つの△物語▽を語る意味を重視したい。左注の形式で記された物語は、三八二三番歌から二三番歌へと話題を結ぶ作品の一部となっている。左注の形式で物語を提供する記述を、特に△左注物語▽と呼び、他の左注(後述)と区別しておく。

左注は、従来これといった定義もなされず漠然と読まれてきたので、その役割を吟味しながら個々に位置づけてゆく必要性があると感じているためである。

二、△左注物語▽の発想と方法

当該歌群は、左注の形式で物語を記していることを確かめてきた。

しかし、三八二二番歌のパロディイは歌のみで示されたのに、長年の物語はどうして左注の形式で記されたのであるう。ここでは左注が担う基本的な役割を確かめ、当該物語の位相を考えてみたい。

改めて当該歌群の△左注物語▽に注意してみよう。記述の特徴として、次の三点が留意される。

①冒頭が「右の歌は」にはじまること。

②三八二二番歌と△左注物語▽が語る時間には差異が認められること。

③物語の中で、長年が三八二二番歌の内容を問い返しながら作歌していること。

①は、記述が「右の歌は」と記され、三八二二番歌に属す点が留意される。形式的には、左注といえる。記された内容がひとつの物語を担う点で、特に△左注物語▽と称した。この点については既述した通りである。

②は、三八二二番歌が二二番歌を享受する形で作られている点を重視する。長年の物語は、三八二二番歌にとって二次的な話題となろう。歌にとって、左注が二次的な記述であることは論じたことがある。⁵⁾当該物語は、こうした左注の性格を巧みに活かして記されている。

本稿が特に注目したいのは③である。長年は三八二二番歌の内容を問い直して三八二三番歌を作った。その姿勢

は、左注がもつ基本的な発想に近しい。本稿に左注のすべてを掲げることは難しいので、対比してみたい次の四例（A～D）を挙げておく。

額田王の歌 未詳

秋の野のみ草刈り葺き宿れりし宇治のみやこの仮廬し思ほゆ

（1・7）

A 右、山上憶良大夫の類聚歌林に檢すに、曰く、「一書に、戊申の年、比良宮に幸せるとき時の大御歌」

といふ。ただし、紀に曰く、「五年の春正月、己卯の朔の辛巳、天皇、紀の温湯より至ります。三月の戊寅の朔、天皇、吉野宮に幸して肆宴したまふ。庚辰の日に、天皇、近江の平の浦に幸す」といふ。

「左注」という言葉から、われわれがまず連想するのはAのような注記であろう。Aの筆録者は、『類聚歌林』と『紀』とを参考に行っている。『類聚歌林』が記す『一書』の記事から、A歌が「戊申の年、比良宮に幸せるとき」の歌である可能性を見出した。合わせて、題詞が「額田王」と記した作者に対し「大御歌」の異伝があることを伝えていく。『紀』は、『一書』と異なる成立時期を記しているので併記されたとみられる。簡素な題詞に対し、歌の成立事情が問われ、検討された結果が左注に記されている。

問い直されるのは、題詞ばかりではない。次の用例に留意したい。

小墾田の 年魚道の水を 間なくそ 人は汲むといふ 時じくそ 人は飲むといふ 汲む人の 間なきがごと
く 飲む人の 時じきがごと 我妹子に 我が恋ふらくは 止む時もなし
(13・三二六〇)

反歌

思ひ遣るすべのたづきも今はなし君に逢はずて年の経ぬれば
(13・三二六一)

B 今案ふるに、この反歌は「君に逢はず」と謂へれば理に合はず、「妹に逢はず」と言ふべし。

Bは、長歌に「我妹子」(傍線部)と詠み込まれていることから、男性から女性に向けた歌と判断される。これに対し、反歌が多く女性が男性を呼ぶ「君」(波線部)という表現を用いているのに疑問を示している。同様の指摘は、次の一群にも認められる。

菅の根の ねもころごろに 我が思へる 妹によりては 言の忌みも なくありこそと 斎瓮を 斎ひ掘り据
ゑ 竹玉を 間なく貫き垂れ 天地の 神をそ我が祈む いたもすべなみ
(13・三二八四)

C 今案ふるに、「妹によりては」と言ふべからず。まさに「君により」と謂ふべし。なにそとならば、す
なはち反歌に「君がまにまに」と云へればなり。

たらちねの母にも告らず包めりし心はよしゑ君がまにまに
(13・三二八五)

Cの場合は反歌に、女性が男性を思う「君」（波線部）が詠み込まれているの対し、長歌が男性の側から「妹」（傍線部）に呼びかけている不振を指摘する。BCのように、長歌と反歌がずれている理由は、次に掲げるDに詳しい。

古ゆ 言ひ継ぎけらく 恋すれば 苦しきものと 玉の緒の 継ぎては言へど 娘子らが 心を知らに そを
知らむ よしのなければ 夏麻引く 命かたまけ 刈り薦の 心もしのに 人知れず もとなそ恋ふる 息の
緒にして (13・三三五)

反歌

しくしくに思はず人はあるらめどしましくも我は忘らえぬかも

(13・三三五六)

直に來ずこゆ巨勢道から石橋踏みなづみぞ我が來し恋ひてすべなみ

(13・三三七)

D 或本には、この歌一首を以て、「紀伊の国の 浜に寄るといふ 鮑玉 拾ひにと言ひて 行きし君 い

つ来まさむ」の歌の反歌と為す。具らかに下に見ゆ。ただし、古本によりてまた重ねてここに載せたり。

右の三首

Dは「或本」に、三三五番歌が三三二〇番歌の反歌として記されていること指摘しながら、「古本」の記載を

優先した経緯を明らかにしている。BもCも既に「古本」で一組にされていたのであろう。¹⁾

AとDを見てくると、左注の筆録者はいずれも歌を享受しながら気付いた点を左注に記している。△注▽として記すことによって、作られた(或いは編集された)歌に直接関与しないという客観的な方法が貫かれている。

以上のような在り方を確認した上で、当該物語の在り方を問い直してみたい。

物語は、長年が三八二番歌の内容に抱いたという疑問を記していた。その疑問は、まさに「左注」として記すべき内容であった。左注の性格も方法も熟知した上で、注ではなく物語が形成されていることを重視したい。左注という△注▽の方法が応用されて、新たな△物語▽が形成されている。

また、物語の作者が、長年に三八二番歌を作らせている点を重視しておきたい。本来は、筆録者がタブーとする「歌の改作」にまで踏み込んだところに当該物語の意欲と新しさが見出される。

当該物語は、左注の役割とタブーとを歌の文芸様式の中に取り込みながら、三八二番歌をも創出し、新しい作品スタイルとして△左注物語▽を完成していた。

三、当該歌群の成立時期

最後に、みてきた△左注物語▽の成立時期について、一つの見通しを示しておきたい。

本稿で△左注物語▽と称す記述は当該歌群にはじまるものではない。集中に早い用例を求めると、巻二に位置す

る次の一群を指摘することができる。

石川女郎、大伴宿祢田主に贈る歌一首 即ち佐保大納言卿の第三子にあたり、母を巨勢朝臣といふ

みやびをとわれは聞けるをやど貸さず我を帰せりおそのみやびを

(2・一二六)

E 大伴田主、字を仲郎といふ。容姿佳艶、風流秀絶、見る人聞く者、歎息せざるといふことなし。時に、

石川女郎といふひとあり。自り双栖の感をなし、恒に独守の難きことを悲しぶ。意に書を寄せむと欲へど、良信に逢はず。ここに方便を作して、賤しき嫗に似す。おのれ堀子を提げて、寝側に到る。唵音足し、戸を叩きて諮ひて曰く、「東隣の貧女、火を取らむとして来る」といふ。ここに仲郎、暗き裏に冒隱の形を知らず、慮の外に拘接の計に堪へず。思ひのまにまに火を取り、跡に就きて帰り去らしむ。明けて後に、女郎、既に自媒の愧づべきことを恥ぢ、復心契の果らざることを恨む。因りて、この歌を作りにて諛戯を贈る。

大伴宿祢田主の報へ贈る歌一首

みやびをに我はありけりやど貸さず帰しし我そみやびにはある

(2・一二七)

一二六番歌は、石川女郎が大伴田主をみやびな男性であると聞いて訪ねて行ったのに、泊めることなく帰した態度を「おそのみやびを」となじった内容を歌にしている。

Eはその事情を詳しく語るものとして記されている。石川女郎は大伴田主を想う気持ちに耐え切れず、東隣貧女の姫に扮装して田主を訪ねたものの、想いをとげられないままに帰され、自らの行動に対する恥辱（自媒）と、果たされなかった恋の未練より戯れて一二六番歌を大伴田主に贈ったという。この話が事実を語るものであるというより、『文選』の「登徒子好色賦」や司馬相如の「美人賦」等の影響を受けて作られた物語であることは、小島憲之氏³や蔵中進氏⁴の論に詳しい。

一二七番歌は、大伴田主が石川郎女の示したみやび観に対し、みやびな男性はたやすく女性を泊めるものではないと答えている。田主の示した倫理観は、「登徒子好色賦」の宋玉が、自分に三年も想いを寄せ続けていた東隣の美女に見向きもしなかった事を理由に、自らの好色を否定した内容と一致する。Eは、一二六番歌を読む上で機能しているばかりでなく、一二七番歌を読む上でも有効に働いている。

歌群全体を一覧すると、石川郎女の側から大伴田主のもとにでかけるといふ発想の異常性は、当該歌群の発想と共通している。一二六番歌と一二七番歌が△左注物語▽によって結ばれるという点も、当該歌群とおなじ形式を備えている。

ではEの歌群が、当該歌群のルーツになり得るのかという問題については、慎重に議論したい。卷二の配列から考えると、Eの歌群は持統朝か文武朝頃の成立を考慮することができる。しかし、同時代の和歌にEのような△左注物語▽を含んだ歌群は他に認められない。△左注物語▽は、後に追補された可能性が大きい。⁵

卷二の中で作歌年代の明らかな歌は、「靈龜元年（715）歳次乙卯秋九月に、志貴親王の薨ずる時に作る歌一

首」(2・130題詞)が新しい。これ以降に増補された記述と考えるのが穏やかであろう。

靈龜元年(715)以降で、Eの歌群もしくは当該歌群に近い形で記された左注を探してみると、次の歌群にであうことができる。

冬十二月、大宰帥大伴卿の京に上る時に、娘子が作る歌二首

凡ならばかかもせむを恐みと振りたき袖を忍びてあるかも

(6・九六五)

大和路は雲隠りたり然れども我が振る袖をなめしと思ふな

(6・九六六)

F 右、大宰帥大伴卿、大納言を兼任し、京に向かひて道に上る。この日に、馬を水城に駐めて、府家を顧み望む。ここに、卿を送る府吏の中に、遊行女婦あり、その字を児島と曰ふ。ここに、娘子この別れ易きことを傷み、その会ひの難きことを嘆き、涕を拭ひて自ら袖を振る歌を吟ふ。

大納言大伴卿の和ふる歌二首

大和道の吉備の児島を過ぎて行かば筑紫の児島思ほえむかも

(6・九六七)

ますらをと思へる我や水茎の水城の上に涙拭はむ

(6・九六八)

天平二年(730)十二月に、大宰府から帰京する大伴旅人が、娘子と交わした贈答歌である。

九六五番歌は、娘子が自らの立場を遠慮しながら、袖を振らないで見送る姿を表している。続く九六六番歌では、

大和路が雲に隠れているように旅人の姿が見えなくなつてから娘子はそつと袖を振る。それを無礼だと思わないで欲しいと思いを告げている。

旅人はこうした内容に、九六七番歌で、娘子が詠み込んだ大和路から吉備の児島を導き出して、そこで筑紫の児島を思い起こすと答えた。娘子の名が児島であることは左注に詳しい。続く九六番歌では、児島を思うと、立派な男子であると思つていた私が水城の上で涙を拭うと、別れを惜しむ歌を返している。

四首の間に位置するFは、「右」と娘子の歌(6・九六五〜六)に属す形で、歌が詠まれた背景を説明している。太宰帥であつた大伴旅人は大納言を兼任することになり帰京の途についた。馬を水城に止めて、大宰府の館を振り返つてみると、旅人を見送る大宰府の官人に混じつて、遊行女婦の児島が、別れのあまりにあつけないことを悲しみ、再び合うことの難しいことを嘆いて、涙を拭いながら袖を振る歌を詠んだと語る。

作者の児島が遊行女婦であることを重視すると、実際は水城で旅人を見送る別れの宴が催されたのであろう。児島の歌が披露され、旅人がこれに答えたと考えられる。Fは、作歌場面をドラマチックに演出した記述であつた。四首の成立事情を詳しく語る物語として、増補されたのであろう。

特に児島の心情を「この別れ易きことを傷み、その会ひの難きことを嘆き」と表現する部分が、次に掲げる「浦佐用姫歌群」(5・八七一〜八七五)の序文と類似する点が重視される。

大伴佐提比古郎子、特り朝命を被り、使ひを藩国に奉はる。艤棹して言に帰り、稍に蒼波に赴く。妾松浦

〈佐用姫〉、この別れの易きことを嘆き、その会ひの難きことを嘆く。即ち高き山の嶺に登り、遙かに離り去く船を望み、悵然に肝を断ち、黯然に魂を銷つ。遂に領巾を脱きて磨るに、傍の者涕を流さずといふことなし。困りてこの山を号けて、領巾磨嶺といふ。乃ち歌を作りて曰く、

遠つ人松浦佐用姫夫恋に領巾振りしより負へる山の名 (5・八七二)

後の人追和

山の名と言ひ継げとも佐用姫がこの山の上に領巾を振りけむ (5・八七二)

最後の人の追和

万代に語り継げとしこの岳に領巾振りけらし松浦佐用姫 (5・八七三)

最々後の人の追和二首

海原の沖行く舟を帰れとか領巾振らしけむ松浦佐用姫 (5・八七四)

行く舟を振り留みかねいかばかり恋しくありけむ松浦佐用姫 (5・八七五)

右の一群のうち、序文から八七三番歌までが大伴旅人の作と考えられる。旅人が太宰帥として松浦を巡幸した際、地方のひれ振り伝説に大伴氏の伝説を重ねて合せて創作した物語歌群であった。⁽⁵⁾大伴佐提比古には旅人自身の姿が重ねられている。その佐提比古を見送る佐用姫の心情を語った表現を、Fにも援用したと考えられる。

松浦佐用姫の物語は序文の形式で記されているが、児島の話は左注の形式で記されている。追補という二次的な

性格が働いて、左注の形式が選ばれたのであろう。フィクションを含む歌の成立事情が左注の形式によって意図的に記されはじめた。ここに「左注物語」が見出されよう。

松浦佐用姫歌群の成立が、児島の歌群へと発展してゆく様相を辿ると、「左注物語」の方法化は、筑紫歌壇で形成された序文を含んだ歌の応用であったと見通される。追補という性格が、書き記す物語を、序文から左注に展開させていった。その形式が、新たな文芸様式へと高められた先に当該歌群の成立を見出すことができる。

即ちその成立時期は、天平二年（730）以後のことであったと考えている。

おわりに

当該歌群は、三八二番歌の作歌意図をめぐり、長年の失敗物語が主題化されていた。

物語が左注の形式で記された意味は大きい。歌群の作り手が、左注の性格を熟知しながら、「注」のレベルから「物語」を記す文芸様式にまで高めていた。長年の物語はまさにこの新たな様式をもって記されていた。こうした長年の物語を、特に「左注物語」と位置づけた。

「左注物語」は、大伴旅人が天平二年（730）に作歌した児島との贈答歌群にその原点を求めることができる。旅人は、歌に序文を施す方法を援用して、児島との贈答歌群にフィクションを含む成立事情を左注の形式で付加した。和歌とその左側に記された物語とが織りなす新たな文芸様式が完成されていた。

〔左注物語〕としての様式を備えた当該歌群の成立は、天平二年（730）以後であることを述べた次第である。なお付言しておく、当該歌群は卷十六に収められている。卷十六は付録的な歌卷と位置づけられている⁹⁾。しかし、本稿の見方は付録的な歌卷との見方とは相容れない結論となった。奈良時代の新しい文芸様式が認められる当該歌群の存在が、卷十六全体の見直しにつながるものと考えている。卷十六を付録的歌卷と位置づけるより、新たな和歌作りの模索が精力的に行われたと巻と位置づける方が、『万葉集』の第十六を正當に位置づけられるのではないかと見通している。

この見通しは、更に別稿で視点を変えながら論じ直してみたいと思っている。

〔注〕

- (1) 拙稿『万葉集』巻一の題詞と左注―編纂論の一環として― 中京大学『文学部紀要』第32巻特集号
- (2) 影山尚之氏『橘の寺の長屋』と『橘の照れる長屋』―万葉集卷16・三八二―三八三の歌と説話―『美夫君志』六十号。
- (3) 前掲(1)論文。
- (4) 村瀬憲夫氏「卷十三の編纂―左注の検討―『万葉集編纂の研究―作者未詳歌卷の論―』所収。「古本」が卷十三の原型をなすものであることは、筆者も旧稿（『万葉集』巻き十三の題詞と左注―編纂論の一巻として―『中京国文学』第一七号）で述べている。旧稿では、「古本」Ⅱ「卷十三」と位置づけた。左注に見出される編纂者には大伴家持を想定し（『防人文学』の基層―卷十三・三三四―四五番歌の場合― 中京大学『上代文学論究』第五号）、家持は卷十三の享受者であり、増補・改訂者であると結論づけて論を展開している（『枉疾歌の成立―卷十三の編纂と享受を視野に―』『美夫君志論攷』）。村瀬論文が、左注の筆録者こそ卷十三の編纂者であるとする見方とは立場を異にしている。村瀬氏との間に、「編纂者」という言葉

- の使用をめぐってずれがあるので、本稿はその使用を避けた。「古本」をどのように位置づけてゆくのか、後考を待ちたい。
- (5) 小島憲之氏「萬葉集と中國文學との交流―その概観―」『上代日本文學と中國文學』中所収。
- (6) 藏中進氏「石川女郎・大伴田主贈報歌」『萬葉集を学ぶ』第一集。
- (7) 小島憲之氏が、早く前掲(5)論文において「この左注は當時のものよりも、むしろ撰者の「あそび」による注かも知れず、贈答の構成順序なども撰者によって編成されたと思はれるふしもある。」と指摘されている。追補の可能性は、筆者も旧稿(磐姫皇后歌群の成立をめぐって)『美夫君志』第37号)で述べたことがある。
- (8) 拙稿「狭手彦と旅人」『大伴家持論―文學と氏族伝統―』所収。
- (9) 伊藤博氏「由縁有る雑歌―卷十六の論―」『萬葉集の構造と成立』所収。